

## ■ 第5章 伊勢原市の文化財保護の現状と課題

### 1 文化財保護における調査・保存・活用について

文化財保護法の第1条には、この法律の目的として、「文化財を保存し」、「その活用を図る」ことで、「国民の文化的向上に資する」こと、「世界文化の進歩に貢献すること」が謳われています。つまり、文化財の「保存」と「活用」は、文化財保護の目的達成のための主要な手段であることがわかります。

文化財の「保存」の具体的な行為としては、指定制度や登録制度による位置づけ、文化財の修理や適切な管理などが挙げられますが、それらのためには、その歴史的、芸術的価値や状態、状況を把握し、ふさわしい取扱いを選択するための「調査」が必要になります。また、文化財の「活用」に際しても、魅力的で理解を深めることができ、かつ文化財を傷つけない取組とするためには、同様の情報を有し、文化財を熟知していることが不可欠です。よって、文化財を保存・活用していくためには、その前提として、「調査」が重要となります。

以上のことから、本市の文化財保護に関する現状と課題については、文化財の調査、保存、活用に大別して整理することとしました。

### 2 文化財調査の現状と課題

#### (1) 文化財調査の現状

市教委が取り組んできた文化財調査は、所有者の協力を得ながら、調査者と調整を図りつつ、文化財の種類や種別を中心に実施してきました。しかし、中には大山詣りや宝城坊のように、様々な文化財の総合的な調査が必要となるケースもあり、また、各種の調査成果を総合的に評価していく必要があります。

#### ア 文化財の内容を把握する調査

これまで実施してきた調査は、建造物や彫刻、古文書、石造物、民俗等、多岐にわたります。これらの中には、資料の新発見により急遽実施する形となったもの、同様の文化財が複数存在するなかで、特定の文化財を選択して実施したもの、悉皆調査と



写真 94 宿坊調査



写真 95 御神酒枠の調査

して毎年継続的に実施したものもあります。具体的には、発掘調査現場で専門家の見立てが必要な遺物が出土した場合や、市の文化財指定を前提に市域の特徴的な中世の石塔群を調査した例、また、市域の仏像等彫刻調査のように、毎年数件ずつ、足かけ20年近くにわたって調査してきた例などです。平成28年に「大山詣り」が日本遺産に認定された後は、宿坊や納め太刀、御神酒杵等の大山講に関する調査を重点的に実施しています。

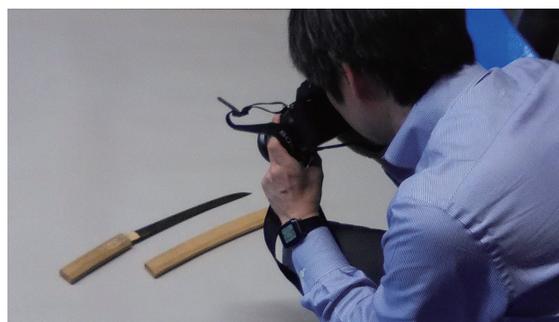


写真 96 手中明王太郎大工道具の調査

#### イ 状態、状況を把握する調査

歴史的、芸術的評価を明らかにする調査だけでなく、今後の修理や適切な保管環境を検討するために、文化財の状態や保管状況を確認する調査も実施しています。天然記念物指定の樹木や材質により腐食や錆の進行が心配される文化財については、常に現況を把握し、経過を確認していくことが必要となります。

表 23 伊勢原市史刊行図書一覧

No.	刊行書名	内容	発行日	体裁
1	資料編／古代・中世	鎌倉期から天正18年(1590)の小田原北条氏の滅亡まで、583点の文書、記録類等	平成3年3月	A5版・668頁
2	資料編／大山	相模大山関係檀家帳、檀廻帳、収納帳、土産帳	平成4年3月	A5版・820頁
3	資料編／近世1	市域の旧11カ村の古文書297点を収録	平成4年3月	A5版・860頁
4	資料編／近現代1	明治以後町村合併前の各町村の皇国地誌、村勢要覧、町村事務報告等	平成5年3月	A5版・815頁
5	資料編／続大山	市史2 資料編大山に収録しなかった大山信仰の全体像を示す資料	平成6年3月	A5版・851頁
6	通史編／先史・古代・中世	先史時代から小田原北条氏滅亡の天正18年(1590)までの通史と絵画・彫刻編	平成7年3月	A5版・788頁
7	資料編／近世2	市域の近世32か村中21か村の天正18年(1590)徳川氏の江戸入府より慶応3年(1867)の大政奉還までの近世文書	平成8年3月	A5版・866頁
8	別編／民俗	昭和61年度から平成7年度にかけて実施した基本調査と補充調査をもとに、市域における民俗行事や特徴的といえる事項	平成9年3月	A5版・810頁
9	別編／社寺	市域における社寺に関する資料	平成11年3月	A5版・804頁
10	資料編／近現代2	明治維新から伊勢原市制施行(昭和46年)までの資料集	平成21年3月	A5版・821頁
11	通史編／近世	天正18年(1590)の小田原北条氏の滅亡から明治初年までの伊勢原市域の町・村の歴史・文化	平成22年3月	A5版・766頁
12	通史編／近現代	明治維新から現在までの伊勢原地域の歴史や地域の形成と変化	平成27年3月	A5版・669頁
13	伊勢原市史ダイジェスト版	市史編さんの成果から市の歴史を知る上で不可欠なテーマを古代から現代へ、時代に沿って解説	平成31年3月	A5版・201頁

## ウ 市史編さん事業

市史編さん事業は、伊勢原の歴史を明らかにして、貴重な歴史資料を市民共有の財産として大切に保存していくため、「伊勢原市史編さん基本構想」（昭和 59 年 11 月策定）に基づき昭和 60 年 4 月から本格的に開始されました。総務部に市史編さん室を設置し、専門の調査員を雇用して、古文書や記録類を中心に調査を実施しました。市民からも資料の提供を受け、文書、記録類の資料化のほか、市内の地区ごとに民俗調査を実施し、原始から現代までの通史をまとめました。途中で中断や、総務部から教育委員会へ所管の変更など、紆余曲折はありましたが、研究史『いせはらの歴史』（14 冊）、民俗調査報告書『伊勢原の民俗』（7 冊）、そして本編全 12 巻が刊行されています。そして、そのエッセンスをまとめたダイジェスト版を平成 31 年に刊行し、市史編さん事業は終了しました。

## エ 様々な実施主体による調査と成果の公開

調査の実施主体については、市域の文化財を国、県が中心となり調査したものから、本市が専門家へ委託したもの、本市の依頼により県立博物館等に協力いただいたもの、大学等の研究者の調査に本市が協力したもの、そして市の担当者が市民の協力を得て実施したものなどがあります。市が中心となり、3 年をかけて実施した大山道と道標の調査では、養成した歴史解説アドバイザーを中心とした多くの市民ボランティアの参加を得ました。

また、これまでも、民間団体や個人により個別の資料や関連する歴史について調査され、成果が公表されてきました。大山の歴史についての総合的な研究（『相模大山』）や、堀江家に伝わる古文書の研究（『堀江家文書』）、相模地方における自由民権運動の歴史（『山口左七郎』）などで、民間でも地域の研究が蓄積されています。特に近年では、いせはら歴史解説アドバイザーらを中心とする市民団体が、積極的に調査を実施する事例が増えています。上粕屋の山口家に伝わる古文書や大山灯籠行事、市域の石造物の悉皆調査等、多くの成果が上げられています。



写真 97 大山灯籠行事調査

## オ 埋蔵文化財の調査

埋蔵文化財の調査については、土木工事等の予定地において、工事の実施を前提に記録を残す目的で実施される例がほとんどです。昭和 60 年（1985）以降、市では専門職員を採用して増加する土木工事に対処してきました。県条例や同施行規則等で規定されている役割分担により、市と民間事業者が計画する土木工事について、市教委が事前の試掘調査を実施しています。そして、試掘調査の結果、計画されている土木工事



写真 98 市内石造物調査

が遺跡に影響を及ぼすと判断される場合には、「神奈川県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱基準」に基づき本発掘調査を実施することとなります。本発掘調査については、以前は市教委でも実施していましたが、現在は事業者から民間の調査組織に委託する形で実施されています。市教委は適切な調査の実施について、事業者及び調査組織に対して指導、助言を行っています。



写真 99 新東名高速道路建設に伴う調査  
縄文時代の谷（西富岡・向畑遺跡）

また、市の北部地域で進められている新東名高速道路や厚木秦野道路（国道 246 号バイパス）工事等の広域幹線道路の建設に先立つ発掘調査については、先の役割分担により、神奈川県教育委員会（以下、「県教委」という。）の管轄となっており、民間調査組織や公益財団法人かながわ考古学財団が本発掘調査を行っています。国内でも希に見る大規模な調査が長期にわたって実施されていますが、調査エリアのほとんどが調整区域に属することから、これまで大規模な開発工事がなく遺跡の保存状況が良好であったこと、同様に調査事例も少なかったことから今までにない大きな成果が上げられています。

このほか、土木工事等を前提としない、遺跡の把握や保存、活用、学術研究のための調査も実施されています。古くは、東京帝国大学人類学教室による三ノ宮地区の古墳調査（明治時代末）に始まり、昭和初期には八幡台の石器時代住居跡が調査され、同 30 年代には県教委による大山地区文化財総合調査として、大山山頂や三ノ宮地区の学術調査が実施されました。市教委としても、高森の小金塚古墳や三ノ宮の埴免古墳、浄業寺跡、石田の中世墳墓等の調査を実施しています。これらの調査の対象となった遺跡は、現在も現地で保存されています。

## （２）文化財調査の課題

### ア 戦略的、重点的調査の必要性

これまで実施してきた調査の成果を見ると、本市の文化財の特徴を反映し、寺院に関わる有形文化財（建造物、仏像等）が充実していることがわかります。また、日本遺産認定後の大山講に関する調査は、その後の活用を視野に入れた選択によるものです。市民参加による調査では、石造物や大山道など、身近な文化財が選ばれていると言えます。一方、樹木や貴重種といった動植物や鉱物等の自然系の文化財、更に無形の文化財については県や他組織の調査に委ねている傾向がうかがえます。また、大山では、大山講に関する資料を個人で持たれている例が多く、未だに全体像が掴みきれていない状況にあります。資料の散逸が懸念されている中、少しずつでも、所有者の協力を得ていく必要があります。こうした傾向を踏まえ、市の歴史文化の特徴に沿って、戦略的、重点的に調査を行っていく必要があります。

このほか、文化財を適切に管理していくため、また、文化財に影響を与えることな

く効果的な活用を図るためにも、適宜、現状を的確に把握する調査を実施していくことが必要です。

#### イ 継続する資料整理

市史編さん事業で収集した資料や市民から寄贈を受けた資料等、市が所蔵する資料については、今後の有効活用を図るため、継続的に資料整理を行っていく必要があります。

#### ウ 文化財調査における連携

市内の文化財に関する調査は、行政や専門家、民間団体など多様な主体において行われてきました。また、市が実施してきたものについても、国、県や大学等の研究機関の専門家、そして市民ボランティア等の多大な協力を得ています。そうした調査によって多くの文化財を発見することができ、また、その歴史的、芸術的評価を確定することが、市の指定・登録制度、更には県、国の指定へとつながったものもあります。こうした協力体制は、今後も更に充実させていく必要があります。

#### エ 調査成果の公表

本市の文化財調査は様々な主体により実施されており、その成果の公表方法にも違いがありますが、文化財調査がその後の保存、活用の土台となることを考えれば、適切な形で公開し、データを管理していく必要があります。報告書の形でまとめていくことが望ましいとされていますが、ホームページ等を活用したデータの公表等も検討していくべきと考えます。公益財団法人かながわ考古学財団等により実施されている広域幹線道路建設に伴う発掘調査については、報告書刊行まで相当の期間がかかると予想されており、それまでの間、市教委としても何らかの形で市民へ情報提供していくことが必要と考えています。市教委が実施した発掘調査についても、報告書の刊行が残されているものがあります。

文化財調査は、時代とともに新たな方法が採用され、また調査の精度も高まっています。また調査事例の蓄積が文化財の評価を変えることもあります。調査に際しては、新たな手法や学術研究の進展についても精通している必要があります。

#### オ 埋蔵文化財調査の課題

市域で実施されている埋蔵文化財調査は、ほとんどが土木工事の実施を前提として、調査成果を記録として保存するための調査です。調査に要する経費は工事費で賄われるため、事業の推進に当たってはその負担軽減が求められています。調査により精度の高い成果を確保しながら、効率的な調査を実施し、調査経費の削減をめざす検討を進めていく必要があります。

一方、伊勢原の歴史を語る上で必要となるデータを収集し、新たな成果を上げるための学術調査を計画していくことも必要です。調査対象としては、所在が明らかになっている古墳や中世の館、城等が想定されます。



写真 100 民間工事に伴う発掘調査

#### 《調査に関する課題の整理》

- 市域の文化財の戦略的、重点的な調査の実施
- 市域の文化財の所在、内容を把握する調査の推進
- 文化財の状態や保管状況を確認する調査の実施
- 収集した資料の有効活用に向けた調査・整理
- 関係機関との連携による文化財の調査体制の充実
- 市民団体等の調査に対する支援
- 文化財データの収集と適切な管理
- 調査報告書の確実な刊行
- ホームページ等を活用した効果的なデータ公表
- 埋蔵文化財調査の効率化、学術目的調査の計画作成

### 3 文化財保存の現状と課題

#### (1) 文化財保存の現状

文化財の保存は、文化財保護法や県条例、市条例等の法に基づく制度上の保存と、それらを踏まえて実際に文化財を修理し、維持管理していく具体の保存に分けられます。

##### ア 法制度上の保存

法制度上の保存は、国、県、市の規定に基づく「指定」や「登録」により行われています。「指定」は、国、県、市がそれぞれの対象範囲において、重要な文化財を指定し、その調査・管理・保存・公開に関して必要な規制、援助について定めています。文化財の保存のため、その機能や形状を変える現状変更が厳しく規制されるほか、所在の変更等にも届出の義務が課せられる一方で、保存修理に際して多額の費用が必要となる場合には、補助金による財政支援制度が設けられています。

また、国や県、市の指定がなされていない文化財のうち、保存・活用のための措置が特に必要なものに対しては、「登録」制度が用意されています。これは、国や市が文化財登録原簿に登録し、管理、保護、公開に関して緩やかな規制をするもので、国にあっては税制上の支援等を行う制度です。規制も緩い代わりに、支援も薄くなっており、指定制度を補完し、将来的な指定の候補ともなり得るものです。

##### イ 「指定」、「登録」制度

本市における文化財の「指定」や「登録」は、市条例の規定に基づき、市教委が行っています。指定・登録に当たっては、所有者からの要望があった場合、また、調査等で確認された重要な文化財に関しては所有者の同意を得た上で、伊勢原市文化財保護審議会へ諮問を行い、その答申に基づいて市教委で指定・登録し、告示しています。

##### ウ 保存・修理に対する補助

市条例では、市指定文化財をはじめ、国や県指定の文化財を国、県の補助金を用い

て保存修理する場合にも、市が応分の負担を行うため補助金を交付できる規定を設けています。こうした制度を利用して、これまでに国指定重要文化財である大山寺の「鉄造不動明王」、「宝城坊本堂」や県指定天然記念物の「大福寺の大クスノキ」、市指定文化財の三之宮比々多神社所有の「登尾山古墳出土品」等や「齋藤家住宅」、「串橋中世石塔群」などの修理、整備が行われました。また、指定文化財の保存に必要な収蔵庫や防災施設についても補助制度を利用し、大山寺や宝城坊の収蔵庫、消火施設等が整備されています。



写真 101 宝城坊本堂の保存修理

#### エ 日常的な管理に対する補助

こうした指定・登録を受けた文化財も、法律上はあくまでも所有者の管理が原則とされており、国、県、市は、所有者の管理を支援する役割となっています。本市では、市指定の有形文化財等について、その日常的な維持管理、市民への公開に対して、所有者に補助金を交付しています。

#### オ 文化財の防災・防犯対策

文化財の防災については、危機管理課が取りまとめている伊勢原市地域防災計画に、文化財の防災対策を確立し、文化財を保護するための事前対策と応急対策等の啓発を図ることが示されています。具体的には、県教委と協力し、地域における文化財の所在情報を防災関係機関等で共有し、防災対策の検討を行うこととしており、神奈川県地域防災計画に位置付けられ、県と県内市町村で組織する県・市町村文化財大規模災害対策検討分科会で対策の検討が進められています。分科会の検討を経て、県のホームページ上に「文化財防災マップ」を公表し、また、「神奈川県文化財防災対策マニュアル」を作成して、国・県指定文化財の所有者へ配布しています。これにより、日常の取組、災害時の対応、復旧に向けて、防火対策、耐震対策、風水害対策等の理解を図っています。

また、市域の文化財に対するパトロールや消防本部による文化財防火デーの査察、防火訓練を通じて、文化財の所有者や管理者に対する事前対策、応急対策の啓発を行っています。

近年、全国的に文化財の盗難や損傷事件が報道されており、本市においても同様の事案が発生しているため、警備施設の整備とともに、防犯体制の強化を図っています。



写真 102 文化財防火デーでの放水訓練

## カ 市所有文化財の保管

市が所有している文化財については、昭和60年に建てられた文化財保存室のほか、庁内の倉庫、民間の賃貸倉庫、市立中学校の余裕教室等に分散して保管しています。

## キ 未指定の文化財の保存

国、県、市の指定・登録を受けていない文化財については、所有者や関係者の努力で保存されているのが実態です。社寺などの宗教施設においては、指定・登録にかかわ



写真 103 民間倉庫の保管状況

らず、社室、寺室として大切にされているものもありますが、価値が理解されていないと廃棄されてしまうこともあります。個人蔵の資料の場合は、存在が広く知られていないこともあり、代替わり等により処分されてしまうことも少なくありません。こうした個人所有の資料については、所有者からの連絡があれば市が引き受けることもできますが、民具等の大きなものはスペースの制約から全てを保管することはできず、また、引き受けた資料も整理が追いつかないのが実情です。こうした資料の他、市では市史編さん事業で収集した古文書、旧町役場の行政文書、古地図、浮世絵、写真、更に刊行された歴史図書等を保管しています。

## ク 埋蔵文化財の保存

本来、埋蔵文化財の保存は、そのまま手をつけず、埋蔵状態のまま維持していくことが望ましいとされています。国、県では、重要な遺跡が発見された場合には、公有地化し、史跡に指定して保存を図っているものもあります。本市では、指定した史跡を公有地化した例はありませんが、土地所有者の御理解のもと、現状での保存が図られています。一方、史跡としての指定はせずに、公有地化して遺跡を保存している事例として、中世城郭の中心部分を都市公園化した丸山城跡や、所有者から石塔群を土地とともに寄附いただき、整備を図った串橋中世石塔群など等があります。更に、土木工事の計画のなかで、重要な遺跡の一角を保存した事例として、石田の中世墳墓(細谷遺跡)、上粕屋の鎧塚古墳、三ノ宮の登尾山古墳や埴免古墳の石室が挙げられます。このほか、高森の小金塚古墳、三ノ宮の松山古墳などはそのままの姿で残されている貴重な遺跡です。

一方、現代社会において土木工事をせず生活していくことは不可能であることから、やむをえず土木工事等が埋蔵文化財に影響を及ぼすこととなる際には、遺跡の発掘調査を行って記録として保存することとなります。発掘調査の図面、写真、出土遺物、報告書が、失われた遺跡に代わる記録となり、そうした記録類は、県条例、同施行規則、事務処理要綱等で取り扱いが定めら



写真 104 串橋中世石塔群の整備状況

れています。前述のとおり、本市では役割とされている市と民間事業に伴う発掘調査の記録、出土資料を保管しており、その数は整理箱にして、約5,250箱となっています。

## (2) 文化財保存の課題

### ア 国・県・市の指定・登録文化財の課題

国・県・市による指定・登録文化財は、本市の歴史文化の特徴とそれに基づく調査成果を反映していると言えます。国指定文化財では、有形文化財が多くを占め、令和2年に初めて、市内在住の長唄、鳴物の奏者（笛）である福原洋子氏が無形文化財の保持者団体の構成員として認定を受けました。県指定文化財でも、同様の傾向がうかがわれ、無形民俗文化財である倭舞・巫子舞やまとまい みこまいを除くと絵画、彫刻、工芸等の有形文化財が占めています。天然記念物については、樹木の指定となっており、全般を通じて、動物や鉱物の指定が少なくなっています。

市の指定文化財についても有形文化財が中心となりますが、無形民俗文化財や史跡、名勝等も一定数を数えます。特に、無形民俗文化財のうち、大山こま製作技術は民俗技術に分類されますが、県条例には指定規定がなく、本市独自の評価による指定となっています。

このように、指定・登録文化財の動向は、本市の歴史文化の特徴を反映していますが、今後もこの制度の積極的な運用を図るとともに、充実すべき分野を文化財として評価し、積極的に保存の対象としていくことが必要と考えられます。

### イ 市指定文化財の課題

市指定文化財には、特に旧条例の初期に指定したものの一部には指定内容が不明瞭なものがあり、その後改正した市条例との整合性に課題が残されています。指定・登録文化財の識別とともに、検討していく必要があります。

また、伝統的建造物群と文化的景観は、文化財保護法に規定されていますが、本市の指定文化財には該当がありません。県内でも同様なため、県条例にも規定されていません。双方とも昭和50年以降に付け加えられた比較的新しい類型の文化財ですが、本市においては文化財の幅を広げていくためにも、この保護策を適用できる文化財がないか改めて検討する必要があります。

### ウ 登録文化財保存の課題

登録文化財については、県に規定がありませんので、国と市に関する制度となります。国の登録文化財については、有形文化財（建造物、構造物）だけではなく、記念物や有形民俗文化財等にも対象が広がられています。本市としてはこれまでも、建造物の登録を進めてきましたが、今後、地域計画が文化庁長官の認定を受けることで、市から文化財登録への申し出が可能となる特例が認められるため、そうした制度も活用しながら、より積極的に登録の推進を図っていく必要があります。

市の登録文化財については、その性格上、市指定文化財の候補という側面もあり、指定文化財を補完していく意味でも、より積極的に登録を進める必要があります。また、そうした登録文化財の中から、指定文化財となる事例が生まれることで、登録文化財の価値や所有者の意欲も高まると考えられます。

### エ 文化財所有者が抱える課題

文化財所有者にとって保存に関する最大の課題は、人手と費用です。高齢化が進ん

でいる所有者にとっては、文化財の日常的な管理が難しくなっているばかりではなく、管理のノウハウを継承していくこともままならない状況にあります。近年たびたび発生する地震や暴風雨に備える文化財の安全確保や、特に社寺の建物や樹木については、台風通過後の片付けや清掃の出費も大きな負担になっています。

更に、修理については、国の指定文化財には国庫補助による支援があるとは言え、所有者の負担も大きく、多くの文化財を抱える所有者にとっては資金確保が重い課題となっています。個人所有の登録文化財については、設計監理費を除き、修理工事の財政的支援策は用意されていないため、所有者は建物維持の費用にも苦心しています。

こうした事態に対して、改正された文化財保護法では、所有者による文化財保存の個別計画（文化財保存活用計画）の作成を奨めています。それにより、中・長期的な見通しを立て、計画的に保存策を講じ、そのための資金の確保に備えようとするものです。この計画は所有者が作成するものとされていますが、関係者の理解のもと、市教委も協力して作成していく必要があります。

#### **オ 文化財の防災・防犯対策**

伊勢原市地域防災計画では、文化財の保護に関して、災害時に文化財保護に取り組むボランティアの養成を図るとしています。現在、市が認定しているいせはら歴史解説アドバイザーを中心としたボランティアが団体を組織し、文化財の調査、活用に関する取組を行っています。こうした団体の活動の幅を広げ、災害時の情報収集、現状の安全確保、復旧に向けた取組、さらに日常的な防犯体制についても対応していただくための環境づくりが必要です。

#### **カ 市所有文化財の保存**

所有者が持ちきれなくなり、市が引き受けた文化財については、適切に保管し、活用していくためには、整理し、内容を把握していく作業が必要となります。また、そうして収集した古文書や絵画、民俗資料、発掘調査で出土した考古資料等の保管についても、施設の確保が課題となっています。スペースの確保だけでなく、材質によって安定した環境を用意すべき資料や活用を踏まえた収納方法とすべき資料などもあり、ふさわしい保管環境が求められます。常設展示施設の確保とともに、大きな課題です。

#### **キ 未指定の文化財**

指定・登録を受けていない文化財は、所有者や関係者の努力で維持されています。核家族化や住宅環境の変化等により、民具や古文書などの資料を継続して保管する所有者の負担が増し、維持管理が困難となっている状況にあります。未指定文化財を将来にわたって良好な状態で保存していくための方策が必要となっています。

#### **ク 無形民俗文化財の保存**

無形の文化財に対しては、保存団体の構成員の高齢化が進み、後継者不足が問題となっています。地域の伝統的習俗や行事等は縮小、簡素化が進み、取りやめとなることも珍しくない状況です。また、大山こまの製作技術の継承には、職人技の伝承に長い時間が必要となり、更に、材料や道具の確保、そして商品としての需要など、存続には多くの課題があります。

《保存に関する課題の整理》

- 指定・登録制度の積極的な運用
- 指定・登録件数が少ない分野への制度運用
- 文化財所有者による保存修理、管理のための資金確保
- 文化財所有者に対する保存修理、管理の支援
- 文化財所有者による保存活用計画の作成
- 所有者の高齢化の中での保存・管理ノウハウの継承
- 所有者、市民団体と連携した文化財の防災、防犯対策
- 市所有文化財の保管施設の確保、保管環境の整備
- 指定・登録されていない文化財の保存
- 地域の様々な文化財を一体的かつ効果的に保存するための仕組みづくり
- 無形の文化財の伝承を担う人材の確保

#### 4 文化財活用の現状と課題

##### (1) 文化財活用の現状

本市では、市域に所在する貴重な文化財を多くの市民等が知り、次の世代に大切に引き継ぐ必要性を理解していくため、文化財の活用事業にも力を入れてきました。特に、平成25年の市条例の全部改正では、従来の文化財保護法による保存中心のあり方から踏み出し、積極的な活用を行うことで、まちづくりにも資することを目指すこととしました。

##### ア 市教委による活用の取組

文化財の活用のうち、市教委が従来から実施していた取組として、比々多神社郷土博物館における指定文化財の特別公開、既に30回を重ねた考古資料展、遺跡調査報告会、発掘調査現場を公開する遺跡見学会、登録文化財である建造物の公開などを継続的に実施しています。埋蔵文化財に係る取り組みについては、市域で発掘調査を継



写真 105 遺跡見学会



写真 106 まが玉づくり体験



写真 107 小学校の出前授業

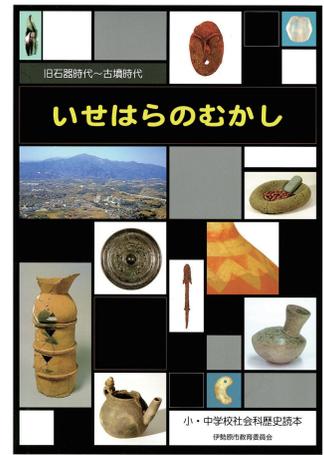


写真 108 歴史読本  
「いせはらのむかし」

続実施している公益財団法人かながわ考古学財団との包括的な協力関係のもと、他の民間調査組織の支援もいただきながら実施しているものです。

このほか、図書館や公民館を利用して、大山の古文書や浮世絵、古い絵葉書といった郷土資料のテーマ展示、大山講や道標、文化財修理事業について解説する講演会なども開催しています。体験的な事業としては、遺跡や文化財をめぐるウォーキング、まが玉づくり教室などがあります。ウォーキング等で訪れるそれぞれの文化財については、継続的に方向案内板や解説板などを設置しています。

## イ 学校教育現場での活用

学校教育分野では、教育センターと連携したうえで、小学校6年生の歴史、3年生の昔の生活をテーマにした実物の資料を用いた出前授業、また、縄文土器を作り、野焼きする体験授業などを30年間にわたり実施しています。また、小学校で使用する副読本では、地域の歴史や文化財、認定された日本遺産を紹介し、身近にある歴史を学びながら、郷土への関心を高めるねらいとしています。文化財担当者と教員とが協議を重ね編集した小中学校の歴史読本、市域の資料で語る「いせはらのむかし」は、市立小学校の6年生全員に配付しています。



写真 109 文化財関係刊行物

## ウ 文化財の情報発信

文化財に関わる情報発信としては、各種文化財調査の報告書を刊行しているほか、文化財マップやパンフレットなどの配布資料を作成しています。市史編さんに関わる刊行物としては、市史本編12巻に加え、民俗調査の報告書やダイジェスト版があります。

インターネットを利用したものとしては、市のホームページであるいせはら文化財サイトを開設し、文化財に関する解説、資料紹介、イベント情報のほか、地域の伝統行事



写真 110  
いせはら文化財サイト

や文化財修理、地域の魅力的な文化財を紹介する映像を公開しています。海外に向けては、英語版のホームページも開設予定です。

## エ 人材育成に向けた取組と市民活動

こうした動きとは別に、平成16年度から「歴史解説アドバイザー養成事業」を開始しています。これは、所有者の高齢化、行政改革による行政職員の削減を想定し、地域で文化財を継承していくためには、文化財



写真111 歴史解説アドバイザー養成講座

に関わる人材を厚くしていくことが必要であるとの考えによるものです。この事業により、今までに112名の講座卒業生が歴史解説アドバイザーの認定を受け、実際に多くの認定者が活動しています。本市の文化財活用の特徴は、こうした市民団体を中心とした自主的な活動が根付いている点にあります。当初、市の職員が実施していたまが玉づくり教室も、市民団体の手で自主的に開催されるようになり（まが玉づくりの会）、市域の石造物調査の悉皆調査も続けられています（伊勢原市文化財協会）。国登録有形文化財である山口家住宅は、公益財団法人が管理し（公益財団法人雨岳文庫）、市民団体が展示、ガイドを受け持っています（雨岳ガイドの会）。このガイド資料をもとに、神奈川新聞に文化財コラムが連載されています。別の団体では、市域の伝統行事の調査を継続し、その成果がもとになって大山灯籠行事が市の登録文化財になりました（ISEHARA おもてなし隊）。また、伊勢原開村400年に当たっての調査（伊勢原郷土史研究会）や、大山道の解説板整備（アド・大山道）、伊勢原に伝わる昔話の紙芝居製作（おはなしばる〜ん）なども市民活動の成果のひとつです。こうした活発な市民団体の活動は、本市の文化財活用の一翼を担っており、なくてはならない存在となっています。

## オ 日本遺産に関連する活用の取組

平成28年の日本遺産の認定後は、新たに日本遺産の紹介や歴史と文化財のまち伊勢原の認知度を上げることを目的とした取組が進められるようになりました。これは商工観光課や市域の観光組織、企業との連携によるもので、日本遺産をPRする映像、パンフレット等の作成、新聞、雑誌、テレビ等での周知活動の展開、道灌まつりや納め太刀ウォーク、“おおやまみち”まちづくりサミット、商工イベントなどに日本遺産を絡め、また、市域外のイベントにも積極的に参加し、日本遺産大山詣りをアピールする展示等を行いました。このほか、「日本遺産の日」や「日本遺産サミット」等、国が主催するイベントにも積極的に参加しています。現在では、大山の宿坊への宿泊客増加を目指す宿坊体験型教育旅行の誘致、日本遺産に関連する新たな商品開発に継続して取り組んでいます。こうした取組により、東京都の私立中学校の教育旅行の受入れが実現し、令和2年まで3年間で台湾、韓国を含む5件の受入れにつなげることができました。更に今後の進展が期待されています。また、商品開発では地元産の生乳と市内の老舗茶舗の茶葉を用いて大山の姿をデザインした焼き菓子「生乳茶菓」や、地元企業のコラボレーションによる「新型カキノタネ」、地元産の大豆を用いた「大



写真 112 日本遺産事業で開発した商品

「山詣り豆腐」の販売に至りました。地域のオリジナル商品として期待されます。

更に、令和元年度に国が創設した日本遺産構成文化財の整備制度を利用して、大山阿夫利神社、宝城坊、三之宮比々多神社、高部屋神社、石雲寺における環境整備を行っています。トイレ改修や案内板の設置、参道の整備等、見学者が安全、快適に見学できる環境整備に努めています。

#### カ 歴史文化基本構想や日本博に関する文化財の観光活用

平成 29 年から文化庁は歴史文化基本構想を策定している自治体向けに文化財を活用した観光拠点づくりを支援する補助事業を創設しました。本市ではこの制度を活用し、ホームページの英語化、方向柱、案内解説板の設置、地域の文化財と見所を紹介する映像制作、旅行商品を開発するモニターツアー等の事業を実施しました。

また、文化庁が実施する「日本博」事業では、大山阿夫利神社を会場とする「インバウンド薪能」、宝城坊宝殿たきぎのうの内部で国重要文化財である諸仏ほうでんをライトアップした「宝城坊宝殿特別展覧会」なども多くの参加者を集めることができました。こうした日本遺産以来の各種取組は、東京オリンピック、パラリンピックの開催に向けた国を挙げての重点事業であり、文化庁も数々の支援策を用意して地域の歴史文化を活用した誘客を後押ししており、本市としてはそうした制度を利用して、事業を進めているところです。



写真 113 大山詣りモニターツアー



写真 114 大山阿夫利神社で開催した「インバウンド薪能」

## (2) 文化財活用の課題

### ア 活用の基本

文化財の活用に関する課題は、文化財保護法の改正に際して議論されたように、活用によって文化財が損なわれることがないような対策を講じることが第一であり、文化財の継承にはその保存と活用がバランスよく取り組まれていく必要があります。そのためには、文化財への負担が少ない活用方法を開発、採用すること、活用する文化財の状況を常に把握していくこと、文化財や活用する環境をよく知っておくことなどが求められます。そして、所有者、関係者、活用事業者、そして行政がこうしたことを十分理解し、事前によく協議しておくことが不可欠です。

また、文化財の中には、永く信仰の対象として継承されてきたものも多く、また、静謐な環境が重要であり、一時に多くの人々が集まることを望まない所有者も少なくありません。文化財の活用に当たっては、文化財が本来有する意味や背景を十分理解しておく必要があります。

### イ 活用方法に関する課題

文化財の活用については、多様な文化財に関して様々な取組を実施していますが、総じて参加者は高齢者が多く、若年層、親子連れが少ない傾向があります。また、歴史文化に興味のあるリピーターが多く、熱意を感じる場所ですが、広く、文化財の価値を共有していくためには、参加の少ない年齢層、新規の来訪者への働きかけが必要となります。また、リピーターに対しても飽きさせない内容とするため、場所や文化財の内容により工夫し、また、周知方法についても見直していく必要があります。

### ウ 活用拠点の確保

市民が文化財に触れる機会を増やしていくためには、文化財の常設展示施設や本市の特徴である市民団体の積極的な活動を支援する拠点施設の整備が求められます。公共施設の見直しを行っている現状の中で、新規施設の建設は難しいところですが、本市が他との差別化を図ることができる歴史文化に関し、将来の展示機能のあり方を議論していくことは必要です。

### エ 学校現場での活用課題

伊勢原の未来を担う子どもたちに、郷土を知り、郷土への愛着を感じてもらうため、地域の文化財を教材化し、学校で活用していくことが大切です。今後も、学校現場との連携を図り、副読本の改訂や文化財担当者による出前授業、無形文化財の保持者による体験指導など、文化財の活用を継続していくことが必要です。

### オ 文化財の情報発信

地域で文化財を継承していくためには、まず地域の文化財を知り、その価値を共有する必要があります。そのためには魅力的な文化財の情報を広く発信していくことが大切です。本市ではこれまでも図書やパンフレット、マップ等、周知を目的とした印刷物を製作してきました。また、インターネットを利用した情報発信も続けています。映像やカラー写真等を利用し、魅力的な文化財情報を早く、広く届けるため、ホームページの充実が必要となります。また、海外への情報発信のためにも、英語版ホームページを開設します。

## カ 市民の手による活用

文化財の活用を進めていくためには、多くの人が関わりを持つことが効果的です。市が養成した人材の他、文化財に関わる人の層を厚くすることが地域における文化財の継承につながります。既に実施されている市民団体による活動の取組を支援し、活動を活性化させるとともに、新たに取り組んでいただける人材の確保に努める必要があります。

## キ 文化財の観光活用の課題

現在、地方自治体は、財政の悪化や人口減少・少子高齢化など、地域を取り巻く極めて厳しい状況に直面しています。このため各自治体は、地域の活性化のため、地域資源や地域の魅力を最大限活用した内発的地域振興施策に積極的に取り組んでいます。文化財の観光活用もそのひとつであり、国を挙げての推進事業となっています。

しかし、文化財の観光活用は本格的に始められてまだ間がないことから、その方法や内容についても冷静に検証し、公開・活用する文化財が損傷しないよう配慮し、適切な方策を確立していく必要があります。一方、この取組には従来関わりが薄かった他業種との連携が必須となることから、そうした新たな連携により、今までにない画期的な活用方法が生み出されていくことも期待されます。

豊かな歴史文化を将来へ継承しつつ、まちづくりにも活かしていこうとする本市にとっても、力を注いでいくべき取組であると考えられます。

これまで、日本遺産、日本博、歴文構想などに関係する国の支援制度を活用して、様々な取組を実施してきましたが、今後もその継続を図っていく必要があります。ただし、国の支援制度が今後も継続されるとは限らないことから、新たな財源確保に努めながら、適宜、事業の見直しを図ることが大切です。

また、伊勢原の知名度や好感度を上げ、全国に売り込む「シティプロモーション」にも、歴史文化を活用していくことが必要となっています。

### 《活用に関する課題の整理》

- 市域の文化財に対する価値の共有化を促す公開事業
- 文化財の保存と活用の均衡を図り、消耗や損傷に対して十分配慮した活用方法の選択
- 幅広い年齢層に対応する活用方法の検討
- 保存、活用を進める拠点施設の整備
- 見学者が安全、快適に見学できる環境整備
- 地域に所在する文化財の教材としての活用
- 学校教育の場での文化財の体験的活用
- 様々な媒体による文化財に関する情報発信
- 文化財活用に関する市民団体の活動支援、市民団体の後継者育成
- 地域づくりと一体になった文化財の活用
- 地域活性化に向けた文化財の活用、そのための他業種連携